

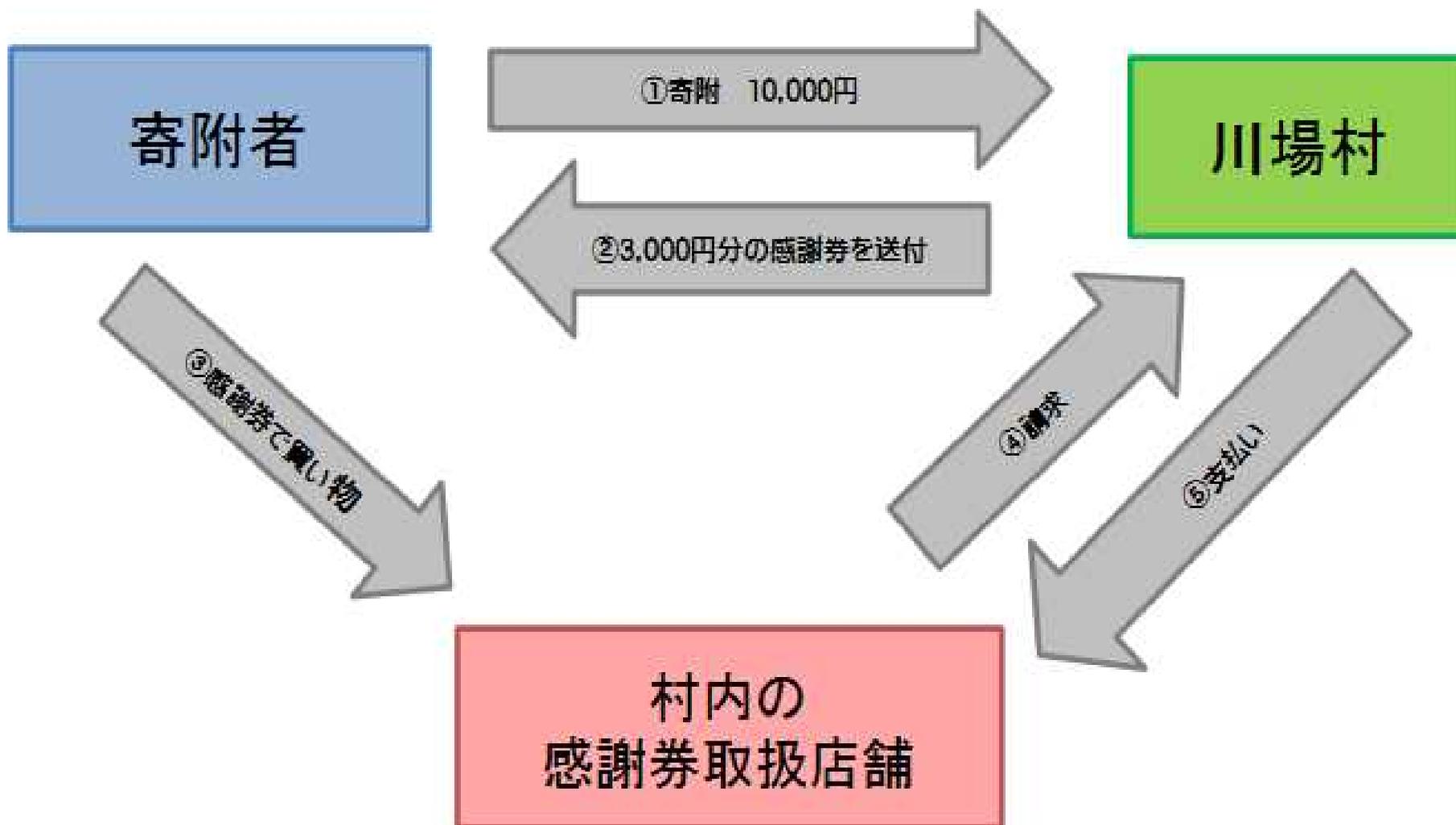
川場村ふるさと感謝券 運用マニュアル

2018年6月作成

感謝券の換金の流れ

- ①寄附者が寄附の申込をし、返礼品としてふるさと感謝券を選択
- ②月末×にて、申込のあった寄附者宛に役場より寄附額の3割に相当するふるさと感謝券を寄附者へ郵送します
- ③寄附者が来訪し、感謝券を使用します
- ④使用された感謝券を月×でまとめていただき、所定の請求書にて川場村役場へ請求してください
- ⑤川場村役場より、事業者様の口座へ代金をお支払いします。

感謝券の換金の流れ(イメージ)



運用上の注意点

- 感謝券は1枚1,000円相当です。
- 釣銭は出さないこととなっております。
- 有効期限を過ぎた感謝券は受け取らないようお願いいたします。
- 請求は必ず月々で行っていただき、翌月のなるべく早い段階でご提出ください。
※年度切替えの時期(特に3月々分など)は、請求が遅れますとお支払いができないことがあります。
- ご請求の際は必ず使用済み感謝券を添付してください。
- 請求書は指定の様式にて作成いただき、必ず会社等の印を押していただくようお願いいたします。